

モバイルサービス タイプa契約約款 新旧対照表

旧	新																																				
<p>第1条 (約款の適用) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるインターネット約款またはデジタルテレビ約款(総称して、以下「主サービス約款」といいます。)および、このモバイルサービス タイプa 契約約款(料 金表を含みます。以下「本約款」といいます。)により、モバイルサービス タイプa (以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。 (略)</p>	<p>第1条 (約款の適用) 近鉄ケーブルネットワーク株式会社(以下「当社」といいます。)は、当社が別に定めるインターネット約款またはデジタルテレビ約款(総称して、以下「主サービス約款」といいます。)および、このモバイルサービス タイプa 契約約款(別 に定める料金表を含みます。以下「本約款」といいます。)により、モバイルサービス タイプa (以下「本サービス」といいます。)を提供するものとします。 (略)</p>																																				
<p>第3条 (用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="76 539 778 712"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>本約款およびモバイルサービス タイプa契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。</td> </tr> <tr> <td>サービス区分</td> <td>内容</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="76 741 778 869"> <tbody> <tr> <td>モバイルサービス タイプd</td> <td>株式会社NTTドコモがFOMAサービス契約約款およびXiサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="76 920 778 965"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データチャージ</td> <td>当社が定める通信速度を超えてauのLTEおよび5Gを利用できる通信容量のこと。また、3GBプラン・7GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定の通信容量を指す場合もある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="76 1167 778 1211"> <thead> <tr> <th>オプション</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマホ補償サービス</td> <td>当社がモバイル(スマホセット)を提供するものに、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="76 1391 778 1435"> <tbody> <tr> <td>特定事業者</td> <td>KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社をいう。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	用語	用語の意味		本約款およびモバイルサービス タイプa契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。	サービス区分	内容	モバイルサービス タイプd	株式会社NTTドコモがFOMAサービス契約約款およびXiサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するもの。	機能区分	内容	データチャージ	当社が定める通信速度を超えてauのLTEおよび5Gを利用できる通信容量のこと。また、3GBプラン・7GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定の通信容量を指す場合もある。	オプション	内容	スマホ補償サービス	当社がモバイル(スマホセット)を提供するものに、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。	特定事業者	KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社をいう。	<p>第3条 (用語の定義) 本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。</p> <table border="1" data-bbox="818 539 1505 712"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>本約款およびモバイルサービス タイプa契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。</td> </tr> <tr> <td>サービス区分</td> <td>内容</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="818 741 1505 891"> <tbody> <tr> <td>モバイルサービス タイプd</td> <td>株式会社NTTドコモがFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款および5Gサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="818 920 1505 965"> <thead> <tr> <th>機能区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>データチャージ</td> <td>当社が定める通信速度を超えてauのLTEおよび5Gを利用できる通信容量。また、3GBプラン・7GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定の通信容量を指す場合もある。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="818 1167 1505 1211"> <thead> <tr> <th>オプション</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スマホ補償サービス</td> <td>当社がモバイル(スマホセット)を提供する者に、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="818 1391 1505 1435"> <tbody> <tr> <td>特定事業者</td> <td>KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	用語	用語の意味		本約款およびモバイルサービス タイプa契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。	サービス区分	内容	モバイルサービス タイプd	株式会社NTTドコモがFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款および5Gサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するもの。	機能区分	内容	データチャージ	当社が定める通信速度を超えてauのLTEおよび5Gを利用できる通信容量。また、3GBプラン・7GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定の通信容量を指す場合もある。	オプション	内容	スマホ補償サービス	当社がモバイル(スマホセット)を提供する者に、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。	特定事業者	KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社。
用語	用語の意味																																				
	本約款およびモバイルサービス タイプa契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。																																				
サービス区分	内容																																				
モバイルサービス タイプd	株式会社NTTドコモがFOMAサービス契約約款およびXiサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するもの。																																				
機能区分	内容																																				
データチャージ	当社が定める通信速度を超えてauのLTEおよび5Gを利用できる通信容量のこと。また、3GBプラン・7GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定の通信容量を指す場合もある。																																				
オプション	内容																																				
スマホ補償サービス	当社がモバイル(スマホセット)を提供するものに、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。																																				
特定事業者	KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社をいう。																																				
用語	用語の意味																																				
	本約款およびモバイルサービス タイプa契約約款に基づいて提供される当社のサービスの総称。当社が定める仕様に基づき提供するサービスであって、次に従って区分されるもの。																																				
サービス区分	内容																																				
モバイルサービス タイプd	株式会社NTTドコモがFOMAサービス契約約款、Xiサービス契約約款および5Gサービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービスを、当社が定める仕様に基づき提供するもの。																																				
機能区分	内容																																				
データチャージ	当社が定める通信速度を超えてauのLTEおよび5Gを利用できる通信容量。また、3GBプラン・7GBプラン・20GBプランに毎月配られる一定の通信容量を指す場合もある。																																				
オプション	内容																																				
スマホ補償サービス	当社がモバイル(スマホセット)を提供する者に、別に定めるスマホ補償サービス利用規約に基づき提供するサービス。																																				
特定事業者	KDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社。																																				
<p>第4条 (契約の条件と種類) (略) 4 本サービスには、料金表(別表)に規定する種類があります。</p>	<p>第4条 (契約の条件と種類) (略) 4 本サービスにより提供するサービスの種類は、別に定める料金表に記載のとおりとします。</p>																																				
<p>第5条 (契約者および主サービス加入者) (略) 2 契約者および主サービス加入者が未成年者の場合は、親権者の同意が必要となります。</p>	<p>第5条 (契約者および主サービス加入者) (略) 2 契約者および主サービス加入者が未成年者の場合は、親権者の同意が必要となります。</p>																																				
<p>第12条 (当社が行う利用契約の解除) (略) 2 当社は、契約者または主サービス加入者が第19条(提供停止)第1項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。 3 当社は、契約者または主サービス加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。</p>	<p>第12条 (当社が行う利用契約の解除) (略) 2 当社は、契約者または主サービス加入者が第19条(提供停止)第1項の規定に該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。 3 当社は、契約者または主サービス加入者について、破産法、民事再生法または会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその利用契約を解除することができるものとします。</p>																																				

モバイルサービス タイプa契約約款 新旧対照表

<p>4 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社の定める方法により契約者または主サービス加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略)</p>	<p>4 当社は、第1項および第3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ当社の定める方法により契約者または主サービス加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。 (略)</p>
<p>第17条 (SIMカードの管理責任) (略) 5 当社が貸与するSIMカードの盗難、紛失または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、別表に定めるSIMカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第17条 (SIMカードの管理責任) (略) 5 契約者は、当社が貸与するSIMカードの盗難、紛失または毀損その他の理由により新たなSIMカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときは、別に定める料金表に記載のSIMカード再発行手数料を支払うものとします。</p>
<p>第21条 (電波伝播条件による通信場所の制約) 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 なお、本条に規定するサービス区域については、日本国内においてKDDI株式会社および沖縄セルラー電話株式会社のサービス提供エリアに準ずるものとします。</p>	<p>第21条 (電波伝播条件による通信場所の制約) 通信は、その移動無線装置がサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。 なお、本条に規定するサービス区域については、日本国内において特定事業者のサービス提供エリアに準ずるものとします。</p>
<p>第22条 (主サービス加入者の支払義務) (略) 3 月額料金は、利用開始月の翌月1日から起算して、第11条(契約者が行う利用契約の解約)および第12条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間(以下「課金期間中」といいます。)について、別表に定める月額料金を支払うものとします。 4 初期費用および月額料金を除く料金は、利用開始日から起算して、第11条(契約者が行う利用契約の解約)および第12条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間について、別表に定める料金を支払うものとします。 (略)</p>	<p>第22条 (主サービス加入者の支払義務) (略) 3 月額料金は、利用開始月の翌月1日から起算して、第11条(契約者が行う利用契約の解約)および第12条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間(以下「課金期間中」といいます。)について、別に定める料金表に記載の月額料金を支払うものとします。 4 初期費用および月額料金を除く料金は、利用開始日から起算して、第11条(契約者が行う利用契約の解約)および第12条(当社が行う利用契約の解除)に規定する利用契約の解約または解除があった日が属する月の末日までの期間について、別に定める料金表に記載の料金を支払うものとします。 (略)</p>
<p>第25条 (手続きに関する料金の支払義務) 主サービス加入者は、本サービスに係る手続きを申し出て、その承諾を受けたときは、別表に定める手続きに関する料金を支払うものとします。</p>	<p>第25条 (手続きに関する料金の支払義務) 主サービス加入者は、本サービスに係る手続きを申し出て、その承諾を受けたときは、別に定める料金表に記載の手続きに関する料金を支払うものとします。</p>
<p>第28条 (個人情報) 当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報について、本条および当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。 (略)</p>	<p>第28条 (個人情報) 当社は、本サービスの提供にあたり取得した個人情報について、本条および当社が定める「個人情報の取り扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。 (略)</p>
<p>第29条 (利用に係る契約者の義務) 契約者は、次のことを守るものとします。 (略) (4) 他人の著作権その他の権利の侵害、公序良俗もしくは法令違反、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、本約款に定める禁止事項に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本号の義務違反があったものとみなす</p>	<p>第29条 (利用に係る契約者の義務) 契約者は、次のことを守るものとします。 (略) (4) 他人の著作権その他の権利の侵害、公序良俗もしくは法令違反、または他人の利益を害する態様で本サービスを利用しないこと。なお、本約款に定める禁止事項に規定する禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本号の義務違反があったものとみなします</p>
<p>第31条 (国内法への準拠) 本約款は日本国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。</p>	<p>第31条 (国内法への準拠) 本約款は日本国内法に準拠するものとし、本契約により生じる一切の紛争等については奈良地方裁判所を管轄裁判所とします。</p>
<p>第32条 (反社会的勢力の排除) (略) 5 契約者および主サービス加入者は、前項の適用により、契約者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。</p>	<p>第32条 (反社会的勢力の排除) (略) 5 契約者および主サービス加入者は、前項の適用により、契約者および主サービス加入者に損害等が生じた場合であっても、当社に対し、当該損害等の賠償を請求しないものとします。</p>

モバイルサービス タイプa契約約款 新旧対照表

<p>第33条 (定めなき事項)          本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社<del>および</del>契約者および主サービス加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の<del>上</del>、解決に当たるものとします。</p>	<p>第33条 (定めなき事項)          本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、<del>契約者</del>および主サービス加入者は、利用契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の<del>うえ</del>、解決に当たるものとします。</p>
<p>附則          本約款は、<u>2024年8月6日</u>より施行します。</p>	<p>附則          本約款は、<u>2024年11月1日</u>より施行します。</p>
<p>別表          モバイルサービス タイプaの料金表          (略)          (表2) オプションサービス          (略)          ※2 <del>スマホ補償サービスは</del>、本サービスで提供している携帯情報端末・通信端末のご購入時にのみ契約いただけます。</p>	<p>別表          モバイルサービス タイプaの料金表          (略)          (表2) オプションサービス          (略)          ※2 本サービスで提供している携帯情報端末・通信端末のご購入時にのみ契約いただけます。</p>